

凡

例

1. 地点番号について

地点番号は、

イ. 関東本土部 1□□～7□□

ロ. 関東島嶼部 6—□□

（——伊豆諸島）

ハ. 関東近接周辺部 8□□～12□□

のごとくあらわす。番号の頭の1～12は、県名をあらわす。そのあと□□は各県内の地点ナンバーをあらわす。（北から南に付している。）その内訳は次のとおりである。

101～140	栃木県	901～902	新潟県
201～246	茨城県	1001～1002	長野県
301～350	千葉県	1101～1102	山梨県
401～438	群馬県	1201～1202	静岡県
501～531	埼玉県		

601～614 東京都本土部

6-15～6-37 東京都島嶼部

701～724 神奈川県

801～802 福島県

なお本地図には、国立国語研究所式地点番号表示法による場合の、全国大区分わく縦・横番号をもあわせ付している。

2. 方言事象に対する施符のしかたについて

原則的には、方言事象分布の傾向を考慮に入れて

- (1) . 符号——全域分布性方言事象または共通的性格の方言事象表示に主として用いる。
- (2) 丸系符号——主に栃木・茨城県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (3) 三角系符号——主に千葉県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (4) 四角系符号——主に群馬・埼玉県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (5) 菱形系符号——主に東京都・神奈川県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (6) 特殊符号——孤立分布的特異方言事象
主に島嶼部に分布する方言事象 の表示に主と
主に周辺部に分布する方言事象 して用いる。

のように用いる。ただし、次の場合には、上記の原則には、かならずしもしたがわない。

①方言事象に符号を与えるに際しては、

イ. 方言事象間の相関性に即応した施符

ロ. 方言事象の分布傾向に即応した施符

という2つの条件が同時に要請される。その条件を同時に満足させるようにおこなう施符が理想にちがいない。しかし、事実は、方言事象間の相関性と方言事象個々の分布傾向とは、かならずしも呼応が調和的であるわけではない。したがって、本書では、イに重点をおいた施符になっている場合もあれば、ロに重点をおいた施符となっている場合もある。

②事象分布の地図上における視覚的效果を格別に考慮しようとする場合

③同種類の音声事項を見ようとする地図が2枚以上ある場合——その場合は各地図とも、施符のしかた、施符のきまりを統一している。

[例] 語アクセント事項

連母音事項

3. 地図各地点上への符号押印のしかたについて

調査項目に対する方言事象が当該地点において

(1) 1種（単存）の場合——地点の位置の真上、ないしは、位置に上接させて押印することを原則とする。（地点番号は、地点の位置

のごく近接した下側に付している。）

[例] ▲ 301 ○ 101 • は地点の位置を示す

(2) 2種以上（並存）の場合——下図のように押印する。

③
①・②
④ • は地点の位置を示す

1・2・3・4の押印順序は、調査時、インフォーマントより回答された順序にしたがうようなるべくつとめた。

[例] ▲

4. 各地図の標題等に見られる下線について

[例] Map 129 「こづかい」の発音
the pronunciation of “kozukai”

この例の「～かい」「～kai」——この下線を付した部分「かい」「kai」に注目するのだという意をあらわす。

5. 地図の標題または注欄等に見られる/-i//k-/[-i][k-]等の「-」について

- (1) /-i/ [-i] の「-」——子音音素または子音一般をあらわす。
(/-i/ はいわゆる /Ci/ と同義)
- (2) /k-/ [k-] の「-」——母音音素または母音をあらわす。
(/k-/ はいわゆる /kV/ と同義)

6. 各地図の事象符号凡例欄について

[例] Map 62 「嗅ぐ」
◆ “KA[gu]”
■ “KA[mu]” 〈 “KAZAKA[mu]” 20も, 36も, 32も, 38, 35も
“KUSA[mu]” 109 〉

上例中の

- (1) ◆ などの符号——その右側の事象をあらわす。
- (2) “KA[gu]”などという表記——「嗅ぐ」（“KAGU”）という語のうち「ぐ」の部分が注目部であり、その部分が [gu] という実音相であることをあらわす。
- (3) < > 中の “KAZAKA[mu]” “KUSA[mu]” ——（見出しの“KA[mu]”とは語形が異なるが、[mu]の部分が同音なので）“KA[mu]”に準じること、したがって、この場合も ■ の符号であらわすことを意味する。
- (4) < > 中の 20も, 36も, 32も, 35も の「も」——「も」のついた番号の地点では、見出しの“KA[mu]”という事象と同時に“KAZAKA[mu]”という事象もあるという意をあらわす。
- (5) < > 中の 38, 109 ——「も」のついていない、單なる地点番号のみの場合は、その地点では見出しの“KA[mu]”ではなく、< > 中の事象のみが存することをあらわす。
(したがって、38の地点では“KAZAKA[mu]”，109の地点では“KUSA[mu]”のみが存することになる。)
- (6) ■

こういった、符号表示に際しての左右の出入りについて——本

書では、符号表示の左右出入りが、最高で三段階になっている。右にさがるものほど、左のものからの派生的事象であることをあらわす。

7. 方言事象の表記について

- (1) 方言事象の一般的表記としては、ローマ字活字体大文字表記とする。
- (2) 必要に応じて音声記号（国際音声記号）表記とする。（その際、次のような表記は、その右側のような発音をあらわす。
[kat:a] 買った, [kj:o] かんご, [ke:] 毛え（半長音）, [ʃ:gak:ô:] における ô は合音をあらわす——唇を極端にすぼめ前につき出す発音, [e] は [e] よりややせま口の発音, [ɛ] は [ɛ] よりやや広口の発音）

8. アクセントの表記について

(1)

[例]	HASHI 箸
	[ha_ná*ga] 花が

ローマ字または音声記号で記された事象に上傍線を付し、アクセントの高い部分をあらわす。

(2)

[例]	SOGOANDAITE <それだから>
-----	---------------------

上傍線が切れてとなりっている場合は、先行部の高さに対して、後行部の高さがさらに一段高いことをあらわす。すなわち、
[例] の場合ならば、SOGOANDAITEの意。

(3)

[例]	A <u>N</u> O NEE.
-----	-------------------

とくに文アクセントをあらわす場合に、その音声抑揚波進行態を、高低にわたり、例のような連続線であらわす。

9. 注記欄に記す方言事象のアクセント表記について

原則として、次の場合をのぞいては、アクセントを付記しない。

- (1) アクセント現象を見ようとする項目の地図（Map 1～Map28）の方言事象
- (2) ×印の地点の方言事象

ただし、注記すべき方言事象が2地点以上にわたって同形である場合は、それらを

6-32	YAMETE 痛い
6-33	
6-34	
6-35	
6-36	

のようにまとめて記すことがあり、その場合は、アクセントは付記しない。このような場合は、ことわりのないかぎり、アクセントの無表記であることをあらわす。平板型をは意味しない。ご注意いただきたい。

10. 注記欄における地点番号の配列順序について

次のような順序で記す。

1 □□	関東本土部
:	
6 □□	
7 □□	
6 - □□	関東島嶼部
8 □□	
12 □□	関東近接周辺部